

島根県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した令和5年度会計に係る財務監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会教育長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和7年10月31日

島根県監査委員	吉 野 和 彦
同	福 井 竜 夫
同	山 口 和 志
同	森 脇 俊 樹

令和５年度会計に係る財務監査の結果に基づき講じた措置

指 摘 事 項	措 置 の 内 容
(1) 収入関係事務 ① 収入の調定事務が適当でないもの ア 港湾施設の電気使用料金の算定に誤りがあり、誤徴収額の返還に伴い、還付加算金が発生していた。 算定を誤った期間 平成25年度～令和５年度 返還額 590,379円 還付加算金 130,179円 (隠岐支庁県土整備局)	施設負担金を算定する際には、複数職員によるダブルチェック体制を構築し、その上で検算と写真による検針値の確認を行い、誤った数値、請求額となっていないことの確認を行うこととした。
イ 行政財産の貸付契約に係る貸付料の収入調定の時期が遅れているものがあった。 (健康福祉総務課)	年度替わりに実施すべき業務として、自動販売機設置に係る貸付料収入について情報共有し、進行管理を徹底する。 その他の行政財産の使用許可に係る収入については、相談・協議段階から収入までを適宜チェック・督促を行うなどして速やかに進め、手続きに漏れ・遅れがないよう徹底することを職員へ周知した。
ウ 証明書発行手数料について、現金の受領の際に必要な収入伺を作成していなかった。 (西部高等技術校)	担当者の認識不足により収入伺の作成を怠ったことから、指摘以降、確認者を追加してチェックを強化するとともに、収入伺を作成の上、事後調定で払込書により収入することとした。
エ 空港着陸料の算定に誤りがあり、誤徴収額の返還に伴い、還付加算金が発生していた。 算定を誤った期間 平成28年度～令和５年度 誤徴収額 130,960円 還付加算金 1,084円 (港湾空港課)	誤徴収の原因、対応状況を県内３空港会議にて周知し、再発防止を図った。 また、各空港における着陸料減免フロー図を加えて整理した文書を、各空港の管理事務所に對して改めて通知を行った。 着陸料の計算及びその請求にあたり、フローを見直し、「着陸料徴収業務のチェックシート」により複数職員でチェックを行う。
オ 県営住宅の家賃の算定に誤りがあり、過大に徴収しているものがあった。 徴収を誤った(可能性を含む)期間 昭和52年度～令和６年度 (建築住宅課)	県に資料が残る平成18年度～令和６年度分については過大徴収の有無を調査し、対象者あて通知のうえ、利息を付して返還を行った。 また、対象者の死亡により相続人調査をしていたものは、調査完了分から順次相続人に連絡

	を行っているところ。 昭和52年度～平成17年度分については本人申出により対応することとし、県民あてにホームページ、テレビ、新聞広告で周知を行った。 指摘以降、内部マニュアルの適正化を行い、当該マニュアルに従って適切に処理を行うとともに、複数職員による確認作業の徹底を行っている。
カ 港湾施設に該当しなくなったにもかかわらず、当該施設使用料を誤って徴収していたため、還付加算金が発生していた。 誤って徴収した期間 平成16年度～令和5年度 返還額 40,810円 返還額（令和6年度） 81,690円 還付加算金（令和6年度） 57,121円 （浜田港湾振興センター）	港湾施設使用許可申請の内容について、港湾区域の範囲や施設台帳等の確認など、既に行っている事務担当者とのダブルチェックに加え、事務担当者だけでなく工務担当者も含めて、複数職員での確認・審査を徹底する。
キ 職員宿舍駐車場使用料の算定に誤りがあり、返還及び追加徴収をしているものがあった。 （企業局本局）	複数職員でシステムの入力内容を確認し、チェック体制を強化した。 各宿舍管理者にこの事案を通知し、提出された届出書とシステムの貸与の状況に不一致がないか等、各宿舍管理者においても確認を行った。
ク 体育施設の一時使用許可に係る光熱水費等経費について、算定方法を誤っているものがあった。 （横田高等学校）	光熱水費等経費の算定方法を確認し、適正な収入処理を行っている。
② 収入の通知事務が適当でないもの 港湾施設使用料の納入通知書の発行が遅れているものがあった。 （松江県土整備事務所）	許可台帳に、調定を行ったか確認する欄を設けた。 調定日が4月1日付けとなる案件について、4月当初、4月末に複数職員で調定状況を確認する。
③ 出納機関等の収納の処理が適当でないもの ア 差押債権受入金に係る書き損じの領収証書について、控えは残っていたが、本書が破棄されているものがあった。 （東部県民センター雲南事務所）	速やかに課内で周知するとともに、各種領収書つづりの全ての表紙に具体的な注意喚起メモを貼り付け再発防止の徹底を図った。OJTでも指導している。 また、同様の事案が発生しないよう県内すべての税務職場で情報共有を図った。

イ 証明書交付手数料の領収証書を発行していないものがあった。 (浜田養護学校)	領収証書の発行について、改めて職員に周知するとともに、申請書に「領収証書発行」欄を設け、複数者で確認して事務処理を行う。
④ 債権確保の措置が適当でないもの 道路占用使用料について、複数年続けて督促状を発行していないものがあった。 (県央県土整備事務所)	定期的に未収状況を確認するとともに、研修に参加するなどして債権管理への理解を深め、会計規則等に基づいた適切な処理に努める。
(2) 支出関係事務 ① 支出事務が適当でないもの ア 地方消費税徴収取扱費の支払遅延があり、延滞金が発生していた。 地方消費税徴収取扱費 14,272,799円 延滞金 2,349円 (税務課)	納付書が届いた時点で、課員全員が使用するスケジュールシステムに支払い期限を入力し、他職員も確認できるように周知徹底を図った。 作業手順に誤りがないか、事務処理の都度チェックシートで複数職員がダブルチェックを行う。
イ 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」とする）課税対象事業を非課税と誤認して消費税等を含めずに契約したため、支払うべき消費税等相当額について補償金を、延滞税・無申告加算税相当額について賠償金を支出しているものがあった。 契約を誤った期間 平成30年度～令和4年度 補償金 59,621,134円 賠償金（延滞税相当額） 981,776円 賠償金（延滞税相当額、令和6年度） 6,544円 賠償金（無申告加算税相当額、令和6年度） 3,132円 (障がい福祉課)	消費税の非課税となる特例等に該当する事業であるかどうかについて、関係法令等を確認の上、起案段階で法令根拠、確認方法等を明記するなど確認を徹底した。
ウ 行政検査実施業務委託料の支払遅延があり、遅延利息が発生しているものがあった。 委託料 55,033円 遅延利息 1,000円 (感染症対策室)	所属内で出納局発行の『会計事務に関するチェック項目（令和6年4月）』を配付し、支出全般に関する事務処理経過の進捗状況及び処理内容をチェックするとともに、支払いの遅れ・漏れがないか改めて確認を行った。
エ 財政融資資金の元利償還金の支払遅延があり、違約金が発生しているものがあった。 対象金額 1,460,574円 違約金 3,601円	再発防止策として以下の内容を実施する。 ・借入日を決定した際は、償還開始日と償還額を確認する。 ・年度途中で借入れした場合は、年度内に償還

(企業局本局)	が起きることを係内で周知する。 ・予算要求時には、必要額のチェックを複数職員で十分に行う。
オ 令和4年度で支出すべき電子データ使用料について、令和5年度に支出しているものがあった。 (企業局本局)	定期に行う業務のため、従前のチェックシートに加えて管理する。
カ 令和4年度で支出すべき講習受講料等を令和5年度に支出していた。 (企業局西部事務所)	会計事務規則等に基づいた事務処理を徹底する。ダブルチェックを実施し、チェック体制の強化を図るとともに、契約書類等の整理棚を設置することで、処理状況を可視化し、担当者のチェック体制の強化及び担当者間の連携を強化した。 当方が受け取る納入通知書を年度初めに発行するよう相手方と発行時期の調整を図る。
キ 職員の通勤手当に相当する報酬の支給に誤りがあったため、追給及び遅延利息相当額等について賠償金が発生しているものがあった。 算定を誤った期間 令和2年度～令和5年度 追給額 47,755円 賠償金(追給相当額) 11,679円 賠償金(遅延利息相当額) 138円 (出雲養護学校)	誤支給の原因となった寄宿舍炊事員の通勤回数と計算方法の誤りについて、炊事員の勤務計画を作成する寄宿舍職員と、総務事務センターに実績報告を行う事務担当職員の複数人により通勤回数や通勤手当額をダブルチェックしたうえで、総務事務センターに報告することとした。
(3) 契約関係事務 ① 契約方法が適当でないもの ア コンテンツ作成・更新業務委託契約について、随意契約の限度額を超えて変更契約(契約金額 1,523,500円)していた。 (高速道路推進課)	適切な会計事務を行うよう周知徹底を図るとともに、再発防止のため複数職員で確認している業務進捗表に契約方法と限度額を記入することとした。
イ 警察用船舶の燃料の契約について、提出された見積書の価格を誤って比較したことにより、本来契約すべき者と異なる者と契約を締結していた。 (浦郷警察署)	誤り発覚後、速やかに契約相手方と協議を行い、契約期間短縮の変更契約を締結した。 本件については、浦郷警察署のリスク評価シートに反映させるとともに、事案概要を各所属へ通知し同事案の未然防止を図った。 今後も継続して、書面による指示や会議・研修における指導を実施し、適正な契約事務に努める。

(4) 工事関係事務 ① 事業計画又は実施計画が適当でないもの 平成19年度から令和2年度までに発注した事業において、未買収・未登記の土地を含めて工事を施工しているものがあった。 (隠岐支庁県土整備局) (雲南県土整備事務所) (県央県土整備事務所) (浜田県土整備事務所)	土地所有者の相続関係人が多数存在する案件や、相続関係人と調整中の案件については、引き続き未買収用地の取得に向けて対応を行っている。 今後の再発防止策として、各事業の入札発注前に、用地担当課に発注区間内に未買収、未登記が無いことを確認した上で決裁を回すこととした。 また、事業担当課と用地担当課で随時進捗状況を確認し、発注出来る箇所の擦り合わせを行うこととし、工程会議において用地取得状況を共有・把握する。
(5) 財産関係事務 ① 財産の取得、処分、許可、貸借等の処理が適当でないもの ア 卒業生会が設置したエアコンについて、行政財産の目的外使用許可手続きがされていなかった。 (横田高等学校)	当該年度の目的外使用許可一覧を添付するとともに、複数の職員による確認を行うなど、チェック体制を強化した。
イ PTAが設置したエアコンについて、行政財産の目的外使用許可手続きがされていなかった。 (大社高等学校)	当該年度の目的外使用許可一覧を添付するとともに、複数の職員による確認を行うなど、チェック体制を強化した。
② 物品の売却、廃棄等の処理が適当でないもの 無償貸付を行っていた物品について、貸付先が承認を得ずに廃棄し、不用品の決定手続きがとられていないものがあった。 (子ども・子育て支援課)	関係各所と協議を行い、借用証書の変更を行うとともに、不用品決定の手続きを行った。 また、そのことに併せ、会計規則の確認、複数職員でのチェック、実物の確認等を行う等、再発防止に向け課内周知を行った。

令和5年度会計財務監査結果報告書「意見」に係る処理方針等

意 見	処理方針・措置状況
1 財務監査の結果に関する意見 (1) 会計事務の適正化（各執行機関、出納局） 今回の監査において指摘、指示事項とした事項は、収入に関しては調定遅延や調定額の誤り、支出に関しては支払遅延や支出額の誤り、契約に関しては契約方法等の誤り、工事に関しては未調整な工事の発注、財産に関しては使用許可手続きの不備などであった。 かねてから指摘し、注意喚起してきた事項について、今回も多く指摘をするに至ったことは、担当職員への周知や事務引継の徹底とともに、所属における事務の適正な執行を確保する取組を一層進める必要があることを示している。 ついては、各執行機関においては、内部統制制度を有効に活用し、会計事務の適正な執行に努められたい。	（知事部局、教育委員会） 各執行機関においては、財務に関する事務の遂行において、内部統制制度のリスク評価シート等を活用し、PDCAサイクルを継続的に繰り返すことにより、リスク軽減に取り組んでいる。 今回指摘のあった収入調定の遅延をはじめとする確認作業の漏れ、チェック体制の不備について、各執行機関において、自己点検等の際に改めて確認し、必要に応じてリスク対応策を見直すとともに、リスクの内容や対応策の確実な引継ぎを実施することにより、内部統制制度を活用した適正な会計事務の遂行を図っていく。 出納局では、担当者の習熟度に応じた会計事務研修会（初任者、中級者、決裁者等）の開催や部局等で開催される独自の研修会への講師派遣、会計検査時や支出命令審査時の指導、ヘルプデスクでの相談対応等により、担当者の会計事務処理能力の向上に取り組んでいる。 また、「出納局だより」やポータル掲示板などで、会計処理期限等の周知徹底を行っているが、改めて各所属へ注意喚起の通知文書を発出した。 今後も引き続き、これらの取組を行うとともに、個々の職員が適宜適切な時に十分な知識を習得できるよう会計事務研修の充実を図り、適正化に努めていく。 （公安委員会） 警察本部では、年3回の内部監査を実施し、証拠書や執行内容等の確認を行っているほか、各所属の会計事務担当者への業務指導も合わせて実施している。 令和5年度に実施した内部監査において判明した事務処理上の誤りについては、いずれも必要な是正措置を講じるとともに、リスク評価シート

	を更新し、リスク内容や対応策について職員間で共有している。 また、毎年度、業務の習熟度に応じた研修を独自に実施することにより、職員の実務能力の向上を図っている。 今後もこれらの取組を継続的に実施し、適正な会計事務の執行に努める。
(2) 収入事務の適正化（各執行機関） 収入事務では、調定額の誤りや調定期限の遅延、納入通知書の発行期限の遅延、債権確保にあたり督促状を発行していないもの等が今回も一定数あり、中には調定額の誤りに伴う還付加算金を支出したのも見受けられた。 収入事務の誤りは、還付や追加徴収等の事務手続きや、還付加算金等が発生する場合があるほか、事案によっては財源への影響という重大なミスが生じる可能性がある。 ついては、各執行機関にあつては、収入事務の執行の際に、根拠規定等を改めて確認し、収入事務の適正な執行に努められたい。	（知事部局、教育委員会） 今回指摘のあった部局においては、複数名によるチェック体制の構築、指摘事項を内部統制リスク評価シートへ反映することによる職員への周知、研修参加により制度理解を深めること等により、再発防止に努めている。 また、そのほかの部局においても、会計事務に係る研修への参加や、内部統制制度のリスク評価シートの活用により、収入事務の適正な執行に努めていく。 （公安委員会） 調定額の誤り等が及ぼす影響や複数職員によるチェック体制の重要性について、研修や内部監査及び業務指導を通じて職員に指導しているほか、リスク評価シートの更新により職員間の意識の向上を図り、収入事務の適正な執行に努めている。
2 組織及び運営の合理化に資するための意見 (1) 内部統制制度の実効性ある運用（各執行機関、人事課） 多くの所属では内部統制リスク評価シートを活用したチェックなどを行いリスク防止が図られているが、十分には活用できていない状況も一部に見受けられた。 若い職員が相対的に増加するなか、経験の浅い職員への指導のためには、リスク評価シートの活用は有効である。 全庁共通の項目に留意するだけでなく、各所属で発生する（可能性のある）リスクを自ら認識し、独自のリスク項目や留意事項などをリスク評価シ	（知事部局、教育委員会） 会計事務研修や所属長オリエンテーションにおいて、内部統制制度の説明や県での取組の説明を行い、職員の理解促進につながるよう取り組んでいる。 また、各執行機関が所管する独自のリスクについては、リスク評価シートに追記するようマニュアルに記載するだけでなく、内部統制推進部局が各執行機関からの相談を受けてリスクの内容を聞き取り、記載方法を検討するなどの対応も行っている。

ートに随時追記してチェックを行い、引き続き、財務事務のミス防止に取り組まれない。 また、内部統制を有効に機能させることは、ミスの防止や低減だけでなく、より重要な施策や課題に注力できる効果をもたらすことを認識して取り組まれない。 人事課は、各種研修の機会を活用して内部統制制度の本質や狙いを伝えとともに、定期的な自己点検調査等の際にリスク評価シートへの追記と活用によるリスク防止の強化を訴え、各所属で内発的な活動が促進されるよう取り組まれない。	制度が形骸化しないよう、適宜マニュアルの見直しや研修等を行い、実効性のある運用となるよう取り組んでいく。 （公安委員会） 会計監査等において判明した事務処理上の誤りについては、その都度リスク評価シートを更新し、所属職員間で共有することにより再発防止を図っている。 また、財務事務の経験が浅い職員にとっては、リスク評価シートの活用により、発生する可能性のあるリスクを予め把握することが可能となり、不適正事務の防止につながっている。 今後も各種研修や会議等を通して、リスク評価シートの積極的な活用を促進し、財務事務の適正な執行を図っていく。
--	--